

★ メイン情報 ★

■運転者だけではない！飲酒運転の責任はどこにある？

飲酒運転って、飲酒をした運転者本人だけの責任なのかな？
周りの人に責任はないのかな？



飲酒運転は、道路交通法第65条第1項で禁じられていますが、続く第2～4項では飲酒をした運転者本人だけの責任ではなく、車両やお酒の提供者・同乗者等の飲酒運転に関わった人の責任でもあるとされています。前号で紹介したアルコール・ハラスメントでは「本人の意志に反して飲酒を強要すること」も含まれていますが、場合によってはアルハラだけでは終わらず、飲酒運転のきっかけを生み出しているかもしれません。

車で来ているので、ノンアルコールのものにします。



何言ってるんだ。祝いの席では乾杯くらいアルコールにしろ。

左記の場合、**道路交通法第65条第3項（酒類の提供）違反**になる可能性があります。車等を運転する可能性のある人に飲酒を強要したり、飲酒を勧めてはいけません。

飲酒運転に関わる法律（道路交通法 第65条）

第1項 どのような理由であっても、飲酒をして車両等を運転してはいけません。

何人も、**酒気を帯びて車両等を運転してはならない。**

※詳細はZEROの助太刀2016年12月号をご覧ください。

https://www.tokai-denshi.co.jp/app/usr/downloads/file/816_20161205110630_download_file.pdf（ZEROの助太刀2016年12月号）

第2項 酒気を帯びた状態で車両等を運転する可能性のある人に車両等を提供してはいけません。

何人も、酒気を帯びている者で、**前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるもの**に対し、**車両等を提供してはならない。**

お酒を飲み干したから追加で買って来るよ。車貸して。



いいけど、飲酒運転で捕まらないように気をつけてよ。

公共交通機関を利用して移動する等飲酒運転をしないよう促そう！



第3項 酒気帯び運転をする可能性がある人に酒類を提供・飲酒を勧めてはいけません。

何人も、**第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者**に対し、**酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。**

今日は車で来ているのでお酒は飲みません！



運転者が飲酒しないよう周囲の人も協力しよう。



第4項 運転者が酒気を帯びていると知りながら、運転を要求・依頼して同乗してはいけません。

何人も、**車両**（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車当該業務に従事のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第六号及び第百十七条の三の二第三号において同じ。）の**運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。**

そんなにお酒を飲んではなかったよね？車で帰るなら駅まで乗せて！



同乗者は運転者が飲酒したと知った時は、飲酒運転をしないよう止めよう！





車を運転する人にお酒を勧めて
その人が飲酒運転をしてしまったら、どうなるんだろう？

飲酒運転に関与した人も運転者と同様に罰せられる

飲酒運転は、酒気を帯びて運転した人だけでなく、車両・酒類の提供者や、同乗者も同様に厳しい罰則が設けられています。罰則は運転者の状態（酒気帯び運転か、酒酔い運転）により、異なります。罰則の有無に関わらず、飲酒運転をするおそれのある人へ飲酒を勧めたり、車両の提供等は絶対に行わないでください。

道路交通法第65条違反の罰則

道路交通法 第65条	運転者が酒酔い運転をした場合	運転者が酒気帯び運転をした場合
第1項違反 (飲酒運転)	【道路交通法 第117条の2】 5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	【道路交通法 第117条の2の2】 3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
第2項違反 (車両提供)		
第3項違反 (酒類提供)	【道路交通法 第117条の2の2】 3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	【道路交通法 第117条の3の2】 2年以下の懲役 又は30万円以下の罰金
第4項違反 (車両等の同乗)		

酒酔い運転

酒酔い運転とは、アルコールによって車両等を正常に運転することができないおそれがある状態で、運転した場合を指します。
(アルコール数値の基準は設けられていません。)

酒気帯び運転

酒気帯び運転とは、呼気アルコール濃度「0.15mg/L」以上ある状態で、車両等を運転した場合のことを指します。

飲酒運転は関わった人、皆の責任なんだ。
飲酒運転防止はチームプレーで成り立っているのかもしれないね。
お互いに注意し合うことで飲酒運転ゼロ社会を実現することができるよね！



「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底しましょう。

飲酒ゼロで、
事故ゼロを！



ZERO MARK

★ プチ情報 ★

■東海電子・無料セミナーのお知らせ

東海電子では、全国で参加無料のセミナーを開催しております。現在開催予定のセミナーは下記2種類を予定しています。

※セミナーの詳細は右記当社 HP よりご確認ください。 <http://www.tokai-denshi.co.jp/app/exhibitions/index>
 ※事前予約が必要となります。満員になり次第、受付を終了させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

全輸送モード向け安全対策 飲酒・血圧・点呼編

アルコールチェックや IT 点呼の正しい運用方法、運転者への飲酒教育等、様々なコンテンツを用意しました。最新の業界動向を確認したい方、必見のセミナーを開催しています。

午前の部：10:10～12:10

- ・2018年プロドライバーの飲酒運転事例
- ・飲酒検査の正しいやり方
- ・飲酒？誤作動？アルコール検知 係争パターン
- ・飲酒検査器（アルコール検知器）に、国際標準はあるのか？
- ・全従業員の飲酒検査をクラウドで「見える化」する方法

午後の部：13:00～15:50

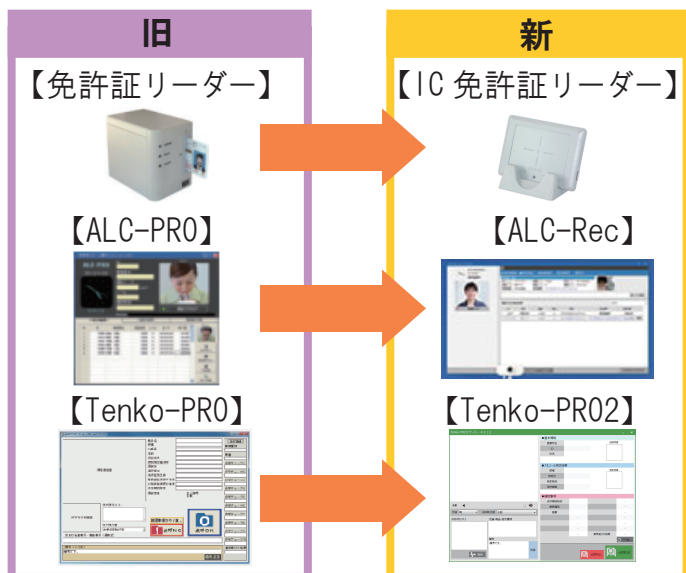
- ・対面 / IT 点呼の法令の基礎
- ・正しい IT 点呼の実施方法（運用マニュアル）
- ・クラウド運転者台帳を活用した、健康状態の把握
- ・飲酒チェックと同時に、血圧チェックすると、良いこと
- ・アルコール体質判定ジェルパッチ、クイズの使い方

北海道	4/15（月）
TKPガーデンシティ札幌駅前	

広島	4/17（水）
TKPガーデンシティPREMIUM 広島駅前	

福岡	4/22（月）
TKPカンファレンスシティ博多	

【ユーザー様向け】最新機能&バージョンアップ @茨城



Windows7のOSサポート終了まで、残り1年を切りました。左記旧アプリケーション・製品に見覚えのあるお客様、必見の「【ユーザー様向け】最新機能&バージョンアップ説明会」を開催します。

- ・ALC-PRO II を勤怠管理標準モデルへバージョンアップする
- ・ALC-PRO II を総合点呼記録システムにバージョンアップさせる
- ・クラウド運転者台帳の活用方法

茨城	4/26（火）
シェアオフィスSSS	

東海電子株式会社 事務局
水野

東京都立川市曙町 2-34-13
オリンピック第3ビル 203号室
TEL : 042-526-0905 FAX : 042-526-0906
<http://www.tokai-denshi.co.jp/>